

平成30年5月30日  
交 通 局

## 職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

### 記

#### 1 超過勤務手当の不適正受給

##### (1) 懲戒処分の内容等

###### ア 事故者

職層	年齢	性別	内 容
主事	56	男性	停職3日間

###### イ 管理監督者

副参事 口頭注意

##### (2) 事故の概要

事故者は、平成29年6月から9月までの間に、超過勤務手当を不適正に受給した。

なお、事故者は不適正に受給した超過勤務手当の全額返納を申し出ている。

#### 2 職場内における暴力行為

##### (1) 懲戒処分の内容等

###### ア 事故者

職層	年齢	性別	内 容
主事	63	男性	減給1/60 1月

###### イ 管理監督者

参事 口頭注意

##### (2) 事故の概要

事故者は、平成30年3月18日、勤務地内において同僚職員の言動に腹を立て、顔面を殴る等の暴行を加え、全治10日間の傷害を負わせた。

### 3 都営三田線乗務中の規程違反

#### (1) 懲戒処分の内容等

##### ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	41	男性	戒告

##### イ 管理監督者

副参事 口頭注意

#### (2) 事故の概要

事故者は、平成30年2月17日、乗務中の携行を禁止されている携帯電話を携行したまま都営三田線に乗務した。

### 4 公務外の交通違反

#### (1) 懲戒処分の内容等

##### 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	52	男性	戒告

#### (2) 事故の概要

事故者が、平成29年7月13日、自家用車を運転中に発生させた事故を所属に報告した際、それ以前の平成27年6月30日、自家用車を運転中、制限速度40km/hのところを70km/hで走行し、30km/h速度超過をしたことを始め、複数の交通違反についても明らかになった。